

トヨタ構内作業

安全衛生点検 チェックリスト



改訂 2019年9月30日

トヨタ自動車安全衛生協力会
(指導分科会)

【目 次】

		<掲載頁>
1	工事管理板	1/5
2	K Y M	1/5
3	作業責任者	1/5
4	作業服装	1/5
5-1	高所作業(2 m以上)	1/5~2/5
5-2	高所作業車作業	2/5
6	フォークリフト作業	3/5
7	クレーン等作業・玉掛作業	3/5
8	ウインチ作業	3/5
9	バックホー(ユンボ)作業	3/5
10	電気作業	4/5
11	電動工具・電気機器	4/5
12	火気使用作業	4/5
13	アーク溶接作業	4/5
14	ガス溶接・溶断作業	5/5
15	設備内修理・点検作業(ロックアウト)	5/5
16	酸素欠乏危険作業	5/5
17	有機溶剤作業	5/5
18	騒音・粉じん・振動・といし取替作業	5/5

指摘ランク及び内容は審査会で審議して決定する

ランク	勉強会開催	対策書提出
A (重要指摘)	毎回	毎回

改訂 2019年9月30日

労働安全衛生法
労働安全衛生法施行令
安全衛生規則
クレーン等安全規則
酸素欠乏症等防止規則
有機溶剤中毒予防規則

【引用文献】

全基 . . . 全豊田構内作業 仕入先安全基準
仕 . . . 仕入先トヨタ構内作業要領

トヨタ構内作業 安全衛生点検 チェックリスト

2019年9月30日改訂

トヨタ自動車安全衛生協力会
指導分科会

区分	No.	チ ェ ッ ク	(Aランク) チェック項目	関係基準		備考欄
				法令	引用文献	
1. 工事管理板	①		工事管理板はあるか。		全基 P5 仕 P33,38	
	②		本日の作業指示書はあるか。		全基 P5 仕 P32,39	
	③		作業者名簿はあるか。 (氏名・資格一覧は必須項目)		仕 P39	
	④		工事通知書、客先許可証はあるか。		仕 P39	
	⑤		リスクアセスメントが実施されているか。		全基 P5 仕 P34,39,43	
2. KYM	①		作業開始前全員でKYMを実施し記録は掲示してあるか。		全基 P2 仕 P34,47	
3. 作業責任者	①		有資格者が従事しているか。又、作業責任者証はすぐに提示できるか。		全基 P2 仕 P33,34	
	②		直接指揮監督できる単位作業場所毎に常駐しているか。		全基 P2 仕 P33	
	③		腕章を着用しているか。		全基 P2 仕 P34	
4. 作業服装	①		当該作業の危険防止に適したヘルメットで作業をしているか。	則 151-52 他	全基 P4 仕 P41	
	②		作業に適した服装であるか。 (ランニングシャツや半ズボン、スリッパ履き、ヘルメット無し作業は禁止)	則 110	全基 P3 仕 P40	
5-1. 高所作業 (2m以上)	①		足場は正しく設置されているか。			
			(イ)高さが5m以上の足場の組立・解体並びに変更の作業には作業主任者を選任する。又、5m未満の場合は作業指揮者を選任する。(作責兼任可)	則 565	全基 P13,14	
			(ロ)壁つなぎは適正に設けられているか。 〔 単管足場 垂直5m以下 水平5.5m以下 枠組足場 垂直9m以下 水平8m以下 〕	則 570	全基 P15	
			(ハ)脚部には滑動及び沈下防止対策がされているか。	則 570	全基 P14	
			(ニ)材料に著しい損傷、変形、腐食等はないか。	則 559	全基 P14	
	②		(イ)安全な作業床が設けてあるか。 (幅40cm以上、隙間3cm以下、高さ90cm以上の手摺、中棧、巾木)	則 563他	全基 P8 仕 P55	
			(ロ)作業床が設置できない場合は、安全ネット、親綱等が設けられていて、墜落制止用器具を使用しているか	則 518他	全基 P8 仕 P55	

区分	No.	チェック	(Aランク) チェック項目	関係基準		備考欄
				法令	引用文献	
5-1. (続き) 高所作業 (2m以上)	③		(イ)有資格者が従事しているか。		全基 P8 仕 P55	
			(ロ)作業床の無い箇所でフルハーネス型を使用する者は、特別教育を受講しているか。	則 36 特別教育 規定 24	仕 P55	
	④		開口部、作業床の端部に手摺、蓋等の墜転落防止処置がしてあるか。	則 519	全基 P8	
	⑤		梯子は正しく使用されているか。		全基 P12	
			(イ)損傷はないか。(滑り止め)上部結束又は下部の支えを行っているか。	則 527	全基 P12	
			(ロ)60cm以上の上部つき出し部分は確保してあるか。	則 556	全基 P12	
	⑥	改訂 20	脚立は正しく使用されているか。		全基 P9	
			(イ)開き止め金具に損傷はないか、滑り止めはあるか。	則 528	全基 P9	
			(ロ)脚立の天板上の作業禁止は守られているか。		全基 P9	
	⑦		ローリングタワーは正しく使用されているか。		全基 P13	
			(イ)最上部の手摺は90cm以上で中棧、幅木が取り付けてあるか。		全基 P13	
			(ロ)上部に人を乗せたまま移動はしていないか。		全基 P13	
			(ハ)作業者は墜落制止用器具を使用しているか。		全基 P13	
	⑧		天井クレーンの走行危険範囲内での正しい対応はされているか。		仕 P20,21	
			①天井クレーン最下部から垂直距離1.8m以内 (高所作業車・トラッククレーン等含む) ②天井クレーンのガード等から1m以内 ③天井クレーン上すべての空間の部分	ク則 30-2	全基 P20 仕 P20,21	
		(イ)作業管理部署及び天井クレーン使用部署の停止許可を得て記録はあるか。		仕 P20,21		
		(ロ)主電源を遮断し、ロックアウトをしているか。ロックアウトが付いていない場合は「スイッチ入れるな」の札をかけているか。		全基 P20 仕 P20,21		
		(ハ)主電源を遮断できない場合は、監視人をつけ監視をしているか。		全基 P20		
5-2. 高所作業車 作業	①		有資格者が操作しているか。 (能力10m以上⇒技能講習/10m未満⇒特別教育)	法 59,61 則 36 令 20	全基 P19	
	②		作業者は墜落制止用器具を使用しているか。	則194-22	全基 P19	
	③		特定自主検査は実施され検査標章があるか。	則 194-26	全基 P19	

区分	No.	チェック	(Aランク) チェック項目	関係基準		備考欄
				法令	引用文献	
6. フォーク リフト作業	①		運転者は有資格者が従事しているか。 (1t以上:技能講習、1t未満:特別教育)	法59・61	全基 P41	
	②		フォークの爪の上に直接乗って作業したり、積荷 やフォークの下で作業していないか。			
	③		特定自主検査は実施され検査標章があるか。	則 151-21~ 24	全基 P41	
	④		運転者離席時には、フォークの爪を床に降ろし、 サイドブレーキを引きキーは抜いてあるか。	則 151-11	全基 P41	
	⑤		転倒の恐れのある荷(配電盤・ロボット・背高品・ 等)の固定はしているか。	則 151-10	全基 P41	
7. クレーン等作 業・玉掛け作業	①		クレーン等の運転、玉掛け作業には有資格者が 従事しているか。 (イ)クレーン運転免許証 ⇒吊り上げ荷重5t以上の普通型天井クレーン ①機上で運転するクレーン ②床上で運転するクレーン ③無線で運転するクレーン (トヨタ構内では特別教育修了者) (ロ)クレーン運転技能講習 ⇒5t以上の床上操作式天井クレーン (ハ)クレーン運転特別教育 ⇒5t未満 (ニ)玉掛け作業技能講習 ⇒クレーンの吊り上げ能力1t以上 (ホ)玉掛け作業特別教育 ⇒クレーンの吊り上げ能力1t未満	法 59・61	全基 P38,39 全基 P38 全基 P38	
	②		クレーン等の過巻防止装置は正常か。	ク則 18,78	全基 P39	
	③		クレーン等のフックは変形損傷していないか。フック の外れ止めは正常に作動するか。	ク則 20-2,78	全基 P39	
	④		トヨタ自動車のクレーンを使用する場合、許可を受け ているか。			
	⑤		3t以上の移動式クレーンは有効な検査証が備え 付けられているか。	ク則 59,60	全基 P39	
8. ウインチ作業	①		ウインチ操作は有資格者が従事しているか。 (特別教育)		全基 P40	
9. バックホー (ユンボ)作業	①		運転手は有資格者が従事しているか。 (車両系建設機械資格及び揚重作業時には移動式ク レーン運転資格:5t以上・5t未満1t以上・1t未満)	令 20 則 36	全基 P39,40	
	②		揚重作業時にはクレーン機能付き機を使用してい るか。	則 164		

区分	No.	チェック	(Aランク) チェック項目	関係基準		備考欄
				法令	引用文献	
10. 電気作業	①		電気に関わる作業を行うものは「低圧電気取扱又は高圧・特別高圧電気取扱」特別教育を取得しているか。	法 59 則 36	全基 P21 仕 P56	
	②		電気取扱作業者は全員が検電器等を携帯しているか。	則 333	全基 P21	
	③		主制御盤・操作盤等のスイッチを切り、ロックアウトしているか。 設備的にできない場合は『スイッチ入れるな』の札掛けをしているか。		全基 P21	
	④		活線近接作業には絶縁保護具、防具を確実に使用しているか。	則 346	全基 P21	
11. 電動工具 電気機器	①		コードリール等の漏電遮断器は確実に作動するか。	則 333	全基 P22	
	②		電動工具は漏電遮断器付コードリール等を経由して使用しているか。		全基 P23	
	③		確実にアースされているか。 (二重絶縁構造・家庭用機器等は除く)。	則 333	全基 P23	
	④		6ヶ月以内毎に絶縁(1.0MΩ以上)及び外観点検し点検済みシールが貼ってあるか。 (6月末、12月末)		全基 P23	
	⑤		全豊田感電防止教育以上の電気に関する資格等を持っているか。		全基 P23	
12. 火気使用 作業	①		火気を使う作業では消火器(2本以上)・防火シート等が備えてあり、すぐに使える状態になっているか。		仕 P50	
	②		火気使用許可(危険物施設内許可を含む)を受けているか。		全基 P32 仕 P51,52	
	③		監視人を置いているか。		全基 P32 仕 P51	
13. アーク 溶接作業	①		取扱作業者は有資格者が従事しているか。 (特別教育)	法 59 則 36	全基 P25	
	②		自動電撃防止装置は作動するか。	則 352	全基 P25	
	③		ホルダーの破損はないか。	則 352	全基 P25	
	④		溶接機本体は、アースされているか。		全基 P25 仕 P51	
	⑤		ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか。		全基 P25	
	⑥		遮光面、革手袋、防じんマスク等の保護具を着用しているか。	則 325, 593	全基 P25	

区分	No.	チェック	(Aランク) チェック項目	関係基準		備考欄
				法令	引用文献	
14. ガス溶接・溶断作業	①		取扱作業者は有資格者が従事しているか。(技能講習)	法 61	全基 P33	
	②		遮光メガネ、革手袋等の保護具を着用しているか。	則 325,593	全基 P33	
	③		アセチレンボンベ側に逆火防止器は付いているか。		全基 P33 仕 P54	
15. 設備内修理・点検作業 (ロックアウト)	①		上下に動く機械内で作業している時は落下防止措置はしてあるか。	則 131-2	全基 P28	
	②		設備内立入者全員がロックアウトを実施しているか。	則 107,108	全基 P27	
	③		ロックアウト出来ない作業等の場合で、稼働設備内へ入る場合は役割分担(監視人・非常停止等)が明確になっているか。	則 150-3	全基 P29,30	
16. 酸素欠乏危険作業	①		作業主任者は選任されているか。(技能講習)	酸則 11	全基 P35	
	②		作業者は有資格者が従事しているか。(特別教育)	酸則 12	全基 P35	
	③		監視人は配置されているか。	酸則 13	全基 P35 仕 P57	
	④		酸素濃度を定期的に測定し結果を記録してあるか。	酸則 3	全基 P35	
	⑤		換気は十分に行われているか。	酸則 5	全基 P35 仕 P57	
17. 有機溶剤作業	①		作業主任者は選任されているか。(技能講習)	有則 19	全基 P34 仕 P57	
	②		建屋内作業の場合は有機溶剤用防毒マスク(検定品)又は送気マスク等を着用しているか。	則 593 有則 33	全基 P34 仕 P57	
18. 騒音・粉じん・振動・といし取替作業	①		といし取替作業は有資格者が行っているか。(特別教育)	法 59 則 36	全基 P43	
	②		振動工具使用作業は有資格者が従事しているか。(特別教育)		全基 P44 仕 P57	
	③		はつり作業等粉じんが発生する作業では、防じんマスク及び保護メガネを着用し有資格者が行っているか。(特定粉じん作業は特別教育)	則 593	全基 P44	